

**令和3年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. 日 時 令和4年3月3日(木) 15:00～15:31

2. 場 所 福岡県自治会館1階 101会議室

3. 出席者

(1) 委員 村上委員、吉田委員、有馬委員、櫛山委員

(2) 事務局 米田事務局長、齋村事務局次長、河口総務課長ほか

4. 議事の要旨

(1) 開会

(2) 委員紹介・職員紹介

(3) 会長選出・会長職務代理者の指名

互選により村上委員を会長として選出した。

村上会長から吉田委員を会長職務代理者として指名した。

(4) 議題

① 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正と審査会の所掌事務について

② 令和2年度及び令和3年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用の状況について

○事務局 (資料1、2に基づき説明)

○委員 9ページの公文書の開示請求の部分開示について、事業者の情報が請求されたとのことだが、請求者はいわゆる競争相手なのか、それとも一般的な、公益的な立場から開示請求したものか。

○事務局 これはプロポーザルにより公募したもので、応募のあった業者4社のうちの、契約相手とならなかった1社から請求されたものである。他の業者名や企画書全てといった請求内容であったが、企業秘密にあたる部分であるため、部分開示とした。

○会長 部分開示となっている件については、情報公開についても個人情報保護についても、不開示事由となる条例の適用条項を明記して頂くと良いと思う。また、こういった運用状況は、条例によって年1回公開が義務付けられており、これに基づくホームページ上での公開については、今回のような統計的な処理を施したもので十分である。ただ、この審査会では、公開したのものも含めて、こういった情報について公開請求があり、全部開示し

た、あるいはこういった点で部分開示にした、という内容を1件ずつ委員にチェックして頂くのが普通ではないかと思う。部分開示のもののみ詳細が記載されているが、開示されたものについても、委員に御説明頂くのが良いのではないかと考えるが如何か。

○事務局 次回から用意させて頂きたい。

○会 長 個人情報保護の10ページ、亡くなった方の振込先情報について、申請書には通常、亡くなった方と請求者の口座番号があるものだが、今回請求対象となった文書は、口座決定通知の一覧表のようなものが存在するのか。他の個人情報が記載されていた部分を黒塗りしたとのことだが、そういった、他の個人情報も含んだ一覧となっているのか。

○事務局 公文書のスタイルがそのようになっている。一覧形式で、一人を単位とする公文書になっていない。存在する文書を開示するというルールであるため、出せない部分については黒塗りを施して開示することとしている。

○委 員 5ページ目の、個人情報保護条例の審査会の役割として、第4条の「本人から収集することにより目的の達成に支障が生じる場合」というのは、どのような場合が想定されているのか。例えば差押えする際には、本人から口座情報を収集することはあまり意味がないため収集を行わないが、そういったケースでは審査会に意見を聞く必要はないだろうと思われる。

○事務局 私共の業務の中ではあまり想像できない。一般的な参考条例をもとに作成した条例であるため、普通地方公共団体と類似したものとなっており、具体的に私共の取扱う事務の中では想定しづらい。

○委 員 あまりこういった条文を適用することはなかったということか。

○事務局 そのとおり。

○会 長 通常、個人情報の収集は、本人からの申請というかたちで行われるため問題がないが、そうでない場合が問題となる。例えば成人の日にお祝いをするため、今年20歳になった人たちに通知を出す場合、本人から通知のために同意を取って、住所や氏名を収集することはしない。そういったものは審査会にかけて諮問し、このような事業のためにこの情報を他課から受け取って用いる、という手続きを取ることもなるが、そういったケースの話ではないのか。もっと特定の人から取れないというケースか。

○事務局 我々は地方公共団体であるため、住民票情報は自由に取得できる。ただ、我々が業務上知り得るのは、75歳以上の方、もしくは65歳以上の障害をお持ちで、我々の方に申請していただき、認定した被保険者の方の情報であり、それ以外は本来取得できない。しかし、例えば来年75歳になる方の情報は業務上必要となる。また、情報を取得するために通知等を行うことで、相手に期待を持たせたり、詐欺の疑念を抱かせたりする可能性がある場合等もある。例えば給付金を出すため、情報を下さいと言って相手に期待を持たせるものの、実際に給付金の対象となるかどうかはそれ以降でなければわからないケース等は、本人から収集するのは望ましくないのではないかと考えている。

○会 長 要配慮個人情報というのは、個人情報保護法に新しくできたジャンルだ

が、これは広域連合では多く保有しているものか。病歴等も該当すると思うが如何か。

○事務局 そのとおり。

○会長 取扱いには留意しておく必要がある。

③ 個人情報保護制度の見直しについて

○事務局 (資料3に基づき説明)

質疑なし

④ 改正個人情報保護法の施行に伴う条例の改正状況及び改正予定について

○事務局 (資料4に基づき説明)

○会長 情報公開条例については変わらないのか。

○事務局 個人情報保護法の中で規定されている内容が、情報公開条例と齟齬があった場合には、齟齬のある部分を改正できる。

○会長 基本的には変わらないということで良いか。

○事務局 変わらない。

○会長 個人情報保護条例は審査請求含めて全て、法律による共通的な手続き、ルールになるということか。

○事務局 個人情報保護制度が、基本的に個人情報保護条例はいらないという考え方であり、必ず規定する必要があるのは手数料のみとなる。普通地方公共団体は手数料条例を持っているため、個別に条例を制定せずとも、手数料条例に盛り込めば済む。今までばらばらだった規定を、全国一律にしようというのが趣旨であり、基本的には自治体に個人情報保護条例は必要ないということ。ただ、何か理由があればそれは組み込んでも良いということで、特別に地方自治体が裁量で決められる項目は、法律の中で規定されている。しかしながら、現在広域連合で検討している内容の中では、どれも該当しそうにない。例えば現在、条例の運用状況を公表しており、これは条例に公表するという規定があるが、こういったものについては残せることとなる。

○会長 今までは自治体の条例によって若干取扱いが異なっており、それが悪いところでもあったが、逆にそのこと自体が地方自治とも言えた。それぞれ自治体のやり方、考え方で行うというのが、地方自治の本来の趣旨であると思っている。

○事務局 EUでは、ヨーロッパ各国が、国を超えて一つのルールを定め、国を超えて一つの監視団体があり、罰則も厳しい。一方で日本は、2000個問題と言われるように、運用がばらばらで信用ならないというレッテルを張られているため、法改正で一本化して強力な体制を構築しようということで、見直された経緯がある。

○会長 条例の廃止や、手数料条例に織り込むかといった、この改廃作業の途中で、審査会を開く必要があるか。

○事務局 ないと考えている。

○会 長 承認は必要ないのか。

○事務局 必要ない。

○会 長 条例の改正は普通、手順として審査会を開いて承認を得る。

○事務局 所掌事務の中では、制度の運用について諮問するという規定があるため、あてはまるとしたらそこになるかと思う。改正法を事前にご覧いただくというのは有り得る。その予告という意味合いで、今回議題としている。

⑤ 死者に関する情報の取扱いについて

○事務局 (資料5に基づき説明)

○委 員 個人情報とは生存する個人の情報であり、死者情報は個人情報に該当しないとなると、死者情報が保護の対象ですらなくなるように感じられる。全く関係ない人が、すでに死亡している個人の情報を請求した場合、窓口で開示しても問題なくなってしまうように思えるが、その認識は正しいのか。

○事務局 国の見解では、死者情報も不開示情報に該当するとされている。

○委 員 最初から不開示情報であるということか。

○事務局 そのとおり。遺族が必要な場合でも、取得できないものとなっている。

○会 長 それは改正個人情報保護法の方に、不開示事由として規定されているのか。

○事務局 両方である。改正個人情報保護法でも、この規定でそう取れると言っており、現在広域連合で運用している、情報公開条例の不開示情報にも該当する。

○会 長 死者情報についての条例を新規制定するのか。

○事務局 死者情報の開示手続のための条例が必要となる。

○委 員 一からになるのか、それとも既存のものからになるのか。

○事務局 死者については訂正、利用停止の請求はないため、開示請求の部分を条例に規定し、また不開示決定を行い、審査請求があった場合に、審査会にお諮りするための根拠規定を入れたいと考えている。

○会 長 今まで個人情報を代理人が請求する場合は、法定代理人に限定されていたが、改正法では任意代理人に認められるということだが。

○事務局 そのとおり。

○会 長 委任状があれば良いということになるのか。

○事務局 そうである。

○委 員 任意代理人に認められると、私たちが動きやすくなる。相続の関係で争いがある際、生前どのような治療を受けていたか等を知るため、開示を求めることがある。そういった場合は通常、弁護士がついているため、本来であれば弁護士が請求したいが、任意代理人が認められていなかったため、本人に請求して頂かなくてはならず、本人に手間をかけることになっていた。この点では有難いと思っている。

○事務局 過去の事例では、相続財産管理人からの請求もあった。

- 委員 死者情報について、法律では制定しないのか。
- 事務局 死者は個人情報に当たらないため、国は与り知らないというスタンスである。恐らく世界的に死者情報については、それくらいのスタンスなのだと思います。
- 会長 ただやはり相続の問題等、遺族の方には極めて重要な情報である。
- 委員 来年の4月スタートで、条例がないから開示できないという状態になる自治体が発生するといった問題も出てくるのではないかと。
- 事務局 そのため、各自治体が現在必死になって質問している。
- 会長 現在も条例に明確な規定は存在せず、運用によっているのではないかと。
- 事務局 現在の広域連合の条例は、生存する個人ではなく単なる個人を対象としているため、個人の中に死者も含めている。
- 会長 それでも詳細な範囲や、明確なルールはない。
- 事務局 死者情報についての条例を規定するに当たっては、開示請求の権利者の要件を決めなくてはならない。たとえば相続人で、配偶者と子、いない場合は二親等、といったような規定が必要となる。
- 会長 そういった大きな改正であれば、来年度の今頃でも構わないが、どのみち年に一回審議会を開催するのであれば議題としてはどうか。
- 事務局 来年1月の議会で議案とする必要があるため、その前に皆様に御披露するというのであれば、11月頃となる。
- 会長 メール等でも構わない。
- 事務局 情報提供できればと考えている。

(6) その他
なし